

報告第15号 専決処分の報告について
(庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて)

- 1 事故発生日時 令和6年6月20日(木)午後1時30分頃
- 2 事故発生場所 亀山市関町地内(亀山市立関小学校校舎北駐車場)
- 3 市側 運転者 亀山市立関小学校 職員
車種 ホンダ エアークレディ
登録番号 鈴鹿500せ7196
損害の程度 公用車バックドアの損傷
- 4 相手方 氏名 XXXXXXXXXX
損害の程度 車両のフロントバンパーの損傷
- 5 事故の状況等 令和6年6月20日午後1時30分頃、亀山市立関小学校校舎北駐車場において、職員が関小学校を訪問した際、庁用車両を駐車しようとしたところ、駐車してあった相手方の車両に庁用車両を接触させ、これを破損させた。
- 6 市側損害額 248,617円
- 7 相手方損害額 122,364円
- 8 過失割合 市側 100% 相手方 0%
- 9 市賠償額 122,364円
(全国市有物件災害共済会から全額補填)